

日野市立学校情報セキュリティ基本方針

日野市教育委員会は、学校のＩＣＴ環境整備の充実に伴い、学校のすべての情報システムや情報の機密保持、保護、有効活用等を図るため、ここに「日野市立学校情報セキュリティ基本方針」を定めるものとする。

学校は、児童・生徒の個人情報をはじめとした重要な情報資産を安全に管理し、ランサムウェア等のサイバー攻撃を含む様々な脅威から守ることは教職員の重大な使命であることを常に認識し、児童・生徒、保護者、市民から信頼を得られるよう、この基本方針を遵守しなければならない。

1 目的

日野市立学校情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校の運営に要する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、適切かつ安全に管理するため、様々な脅威に対し組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針を定めることを目的とする。

2 適用範囲

この基本方針は、雇用形態又は勤務形態に関わらず、学校の運営に要する情報資産に関する業務に携わる教職員及び業務上日野市と委託契約等その他の関係にある者（以下「受託者等」という。）に適用する。

3 用語の定義

（１）情報資産

学校の運営に要する情報及び情報システムをいう。

（２）情報

学校の運営に要する一般文書、入出力帳票、電磁的記録情報等をいう。

（３）情報システム

ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

（４）ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。

（５）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（６）機密性

情報にアクセスすることが認められた者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。

（７）完全性

情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を安全防護することをいう。

(8) 可用性

認められた者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。

(9) 学校

日野市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 20 号）第 1 条に定める学校とする。ただし、同条例別表第 3 に掲げる幼稚園を除くものとする。

4 管理体制

情報セキュリティ対策を推進・管理するための組織体制を整備するものとする。なお、重大なインシデント発生時等の緊急時には、市長部局が設置する「日野市情報セキュリティ対策本部」と密に連携し、全庁的な協力体制のもとで対応に当たるものとする。

5 情報資産の分類及び管理

情報資産については、情報の機密性、完全性及び可用性を踏まえた情報資産の分類を行い、その重要性に応じて、適切な管理を行うものとする。

6 情報セキュリティ対策

情報資産を、故意（盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊、窃盗等）、過失（入力ミス、操作ミス等）、災害（火災、地震等）、故障等の脅威から守るため、次に掲げる対策を講ずる。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムの設置場所、情報の保管場所等への不正な立入り、情報資産への損害及び利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を定め、教職員及び受託者等に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育・啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウィルス対策、ネットワーク管理等の技術的対策を講ずる。

(4) 運用等における対策

情報システムの監視及び情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等の運用面の対策を講ずる。

(5) 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策を講ずる。また、策定した手順に則り、市長部局と連携した事故対応訓練を継続して実施する。

7 情報セキュリティ対策基準の策定

基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項及

び判断等の統一的な基準として、日野市立学校情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

8 情報セキュリティ実施手順の策定

基本方針及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、日野市立学校情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

9 教職員の責務

教職員は、業務の遂行において、法令並びに基本方針、対策基準及び実施手順（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。また、受託者等に対して契約を通じて、または別途取決めを行うことにより、法令等を遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

10 受託者等の責務

受託者等は、情報セキュリティの重要性について職員と共通の認識をもつとともに、法令等、情報セキュリティ対策、その他取決めを遵守しなければならない。

11 法令等に違反した教職員及び受託者等への対応

法令等に違反した教職員及び受託者等については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて厳正に対応する。

12 情報セキュリティ監査の実施

法令等が遵守されていることを検証するため、定期的又は不定期に監査を実施するものとする。

13 評価及び見直し

情報セキュリティ監査の結果等に基づき、基本方針、対策基準、実施手順に定める事項及び情報セキュリティ対策についての評価を定期的の実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に対応して、基本方針、対策基準、実施手順及び情報セキュリティ対策の見直しを実施するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日
日野市教育委員会
教育長 白石 高士

付 則

この基本方針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基本方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。